一六四五―保安林の指定をする件　四
一六四九―保安林の指定施業要件を変更する件　四
一六五〇―保安林の指定施業要件を変更する件　四
一六五六　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　四
一六五七―保安林の指定施業要件を変更する件　五
一六六八―種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　五
一六八五―保安林の指定をする件　六
一六九五―保安林の指定施業要件を変更する件　六
一七〇三　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　七
一七〇四　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　三
一七〇五―保安林の指定施業要件を変更する件　三
一七一三―保安林の指定施業要件を変更する件　四
一七一四　家畜伝染病予防法第六十条第一項第六号から第九号までの規定に基づき、農林水産大臣の指定する薬品等を定める件の一部を改正する件　四
一七一五―保安林の指定をする件　四
一七一八―保安林の指定をする件　四
一七一九―保安林の指定を解除する件　四
一七四三　保安施設地区の指定をする件　四
一七四四―保安林の指定施業要件を変更する件　四
一七五二　保安施設地区の指定をする件　四
一七五三　保安施設地区の指定をする件　四
一七五四　肥料を登録した件　四
一七五五　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　四
一七五六　肥料を登録した件　四
一七五七　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　四
一七五八　出願公表後に品種登録出願を取り下げた件　六
一七五九　肥料を登録した件　六
一七六〇　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　六
一七六一　漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件　九
一七六二　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　九
一七六三―保安林の指定をする件　九
一七七一―保安林の指定をする件　九
一七七二―保安林の指定を解除する件　九
一七七八　保安林の指定施業要件を変更する件　九
一七七九―保安林の指定施業要件を変更する件　九
一七八〇　肥料の登録の有効期間を更新した件　九
一七八一　生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　九
一七八二　肥料の登録が失効した件　九
一七八三　肥料を登録した件　九
一七八四　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　九
一七八五　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　九
一七八六―保安林の指定をする件　九
一七九七―保安林の指定をする件　九
一七九八―保安林の指定を解除する件　九
一七九九―保安林の指定施業要件を変更する件　九
一八〇四　保安林の指定施業要件を変更する件　九
一八〇五　資源管理基本方針の一部を改正する告示　九
一八〇六―保安林の指定をする件　九
一八〇七―保安林の指定をする件　九
一八二二―保安林の指定を解除する件　九
一八三〇―保安林の指定をする件　九
一八三七　保安林の指定を解除する件　九
一八三九　保安林の指定施業要件を変更する件　九
一八四〇―保安林の指定施業要件を変更する件　九
一八四七　租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件　九
一八四八―保安林の指定をする件　九
一八五二　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　九
一八五三　愛玩動物看護師法第三十一条第一号の規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件　九
一〇　愛玩動物看護師法附則第二条第一号イ及びロの規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件　九
一〇七　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件　九
一〇八　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録の変更をした件　九
一〇九　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件　九
一一〇　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨の激甚災害に関し定める件　九
一一二　令和二規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件　九
一一三　電気事業法第六十九条第一項の規定に基づく登録安全管理審査機関の登録をした件　九
一一四　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件　九
一一五　発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件　九
一一六　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示　九

○農林水産省、環境省

○経済産業省